

平和の大切さを伝えるために

平和コンサート

平和のメッセージを音楽に託してお届けします。弦楽四重奏の調べを聴きながら、「平和」について考えてみましょう。

【日時】7月26日(午後)3時～4時(2時30分開場)

【曲目】「メヌエット」(ベートーベン)、「星に願いを」(ディズニ)、「タラのテーマ」(映画「風と共に去りぬ」)、「ふるさとし」(八木節)ほか。クラシックから日本民謡まで幅広く演奏します。

【出演】奥田雅代(第一バイオリン)、田代優奈(第二バイオリン)、中山洋(チェロ)

【費用】無料

【会場・申込み】当日直接、新宿歴史博物館(三栄町22)へ。先着10名、未就学児も入場できます。

【問合せ】総務課総務係(本庁舎3階) ☎(5273)3505へ。

平和のポスター展

中学生が描いた「平和のポスター」入賞作品の展示

【問合せ】教育指導課教育活動支援係(本庁舎4階) ☎(5273)3084へ。

【期間】7月23日(水)～8月31日(日)(休館日を除く)

【会場】各区立図書館展示コーナー

【内容】テーマ別に展示。各館の展示目録をご覧ください。

【問合せ】中央図書館 ☎(3364)1421へ。

長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者証をお持ちの方へ

【問合せ】医療保険年金課 高齢者医療係(本庁舎4階) ☎(5273)4562へ。

■20年度の保険料のお知らせを7月16日(水)にお送りします

7月24日(木)までに届かない方は、ご連絡ください。保険料の計算方法は、賦課決定通知書・同封の案内チラシでご案内しています。20年度の保険料は、19年中の所得に基づいて計算します。19年中の所得の申告(所得税・住民税)が遅れた方、新宿区以外で住民税が課税されている方、所得の申告をしていない方は、後日、保険料が変更となることがあります。所得の申告は、お早めをお願いします。



◆保険料のあらまし

保険料は、所得に応じて負担していただく「所得割」と、均等に負担していただく「均等割」の合計です(右図1)。

★所得割・均等割の軽減

- ▶所得割と均等割は、所得により軽減されている場合があります。
- ▶長寿(後期高齢者)医療制度に加入する前に被用者保険(会社の健康保険や共済組合等)の被扶養者だった方は、軽減措置があります。
- ★新たな保険料の軽減(予定)
- ▶現在、均等割額が7割軽減されている方は、8.5割軽減に変更されます。

◆保険料は原則として10月からは年金からの引落としになります

【年金からの引落としとならない場合】

- 保険料の引落としの対象となる年金の受給額が年額18万円未満
- 介護保険料が年金から引落としとなっていて、介護保険料と長寿(後期高齢者)医療制度の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超える

※上記の「新たな保険料の軽減」に該当する方や、4月2日以降に新規に資格を取得した方、他区市町村から転入した方などは、納付書や口座振替(自動払込)での納付となります。

※年度途中で保険料が変更(増額)になった場合など、年金からの引落としと納付書や口座振替

(自動払込)での納付を併用することがあります。【納付方法】右下表1「平成20年度保険料の納付方法(長寿(後期高齢者)医療制度・国民健康保険)」をご覧ください。

◎年金からの引落としの方も、申し出により口座振替(自動払込)に変更できます

口座振替(自動払込)を希望する方は、保険料の通知に同封した「保険料支払方法変更申出書」を医療保険年金課高齢者医療係に返送または直接お持ちください。変更申出書が8月1日(金)までに届いた方は、10月から口座振替(自動払込)に変更します。その後届いた方は、12月以降の引落としから変更します。

医療費の自己負担割合が変わる方に新しい被保険者証をお送りします

8月から医療を受ける際の医療費の自己負担割合は、20年度の住民税の課税状況で決まります(注1)。

▶負担割合が変わる方…新しい被保険者証を7月15日(水)にお送りします。今までの被保険者証は、8月1日(金)以降に同封の返信用封筒でお返しください。

▶負担割合が変わらない方…新しい被保険者証はお送りしません。これまでの被保険者証で受診してください。

●収入による特例

下記の基準(注1)により3割負担となる方のうち、19年中の収入が「収入の基準額(注2)」に該当する場合は、申請により1割負担となります。

申請が必要な方には、事前にお知らせしています。

●自己負担限度額の緩和措置

収入による特例(3割負担から1割負担に変更)を判定する際、これまでは同じ世帯の70歳～74歳の方も基準額算定の対象となりましたが、

今回から同じ世帯の長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者の方のみが対象となります。

そのため、これまで70歳～74歳の方も含めて世帯の収入基準額520万円未満に当てはまり、自己負担割合が3割から1割に軽減されていた方が、被保険者の方1名で軽減を受けられる収入基準額383万円以上の収入と判定され、自己負担割合が3割となる場合があります。

この場合、緩和措置として、窓口負担は3割でも、1か月の医療費の自己負担の限度額が申請により低くなります。

申請が必要な方には、事前にお知らせしています。

●世帯全員が住民税非課税の方

長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者証をお持ちで、世帯全員が住民税非課税の場合、申請により入院の際の自己負担限度額と食事代等が減額されます。「限度額適用・標準負担減額認定証」を交付します。

該当する方は、医療保険年金課高齢者医療係へ申請してください。

(注1)医療費の自己負担割合の基準…同じ世帯の長寿(後期高齢者)医療被保険者のうち、20年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「1割」、いる場合は「3割」負担

(注2)収入の基準額…同じ世帯内の長寿(後期高齢者)医療制度の被保険者の方の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

10月から始まる「国民健康保険料の年金からの引落とし」の対象となる方へ

【問合せ】医療保険年金課 国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

■国民健康保険料納入変更通知書兼特別徴収開始通知書を7月17日(木)にお送りします

【年金引落としの対象となる方】

次のすべてを満たす世帯主の方は、原則として年金からの引落としとなります。

- 国民健康保険に加入していて、世帯の国民健康保険加入者全員が65歳以上75歳未満
- 保険料の引落としの対象となる年金の受給額が年額18万円以上
- 介護保険料が年金からの引落としとなっていて、介護保険料と国民健康保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない

※前記のすべてに該当しても次のいずれかに該当する方は、これまでどおり納付書または口座振替(自動払込)での納付となります。

- 現在口座振替(自動払込)で納付している
- 世帯主の年齢が、21年3月31日現在74歳以上
- 住所地特例対象施設(区外の介護老人福祉施設など)

に入所・入居している

【納付方法】下表1「平成20年度保険料の納付方法(長寿(後期高齢者)医療制度・国民健康保険)」をご覧ください。

◎年金からの引落としの方も、申し出により口座振替(自動払込)に変更できます

口座振替(自動払込)を希望する方は、通知書に同封した「預金口座振替(自動払込)依頼書(国民健康保険料)」を医療保険年金課国保収納係に返送または直接お持ちください。依頼書が8月1日(金)までに届いた方は、10月から年金引落としを中止し、口座振替(自動払込)に変更します。その後届いた方は、12月以降の引落としから変更します。

【問合せ】医療保険年金課国保収納係(本庁舎4階) ☎(5273)4158へ。

国民健康保険「高齢受給者証」の対象となる方へ(国民健康保険に加入し、昭和8年8月2日～昭和13年8月1日生まれの方)

【問合せ】医療保険年金課 国保資格係(本庁舎4階) ☎(5273)4146へ。

国民健康保険の「高齢受給者証」は、毎年8月に自己負担割合(注3)を判定して更新します。

現在、高齢受給者証をお持ちの方と新たに高齢受給者証の対象となる方(昭和13年7月2日～8月1日生まれ)に、7月14日(月)に新しい高齢受給者証をお送りしました。7月22日(水)までに届かない方はご連絡ください。

8月1日(金)以降は、新しい高齢受給者証と国民健康保険証をお持ちの上、医療機関を受診してください。

●収入による特例

下記の基準(注3)により3割負担となる方のうち、19年中の収入が「収入の基準額(注4)」に該当する場合は、申請により2割(ただし、21年3月31日までは1割)負担となります。

申請による判定が必要な方には、「基準収入額適用申請書」を同封しています。

●自己負担限度額の緩和措置

自己負担割合が3割となる方のうち、同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者が1名で、国民健康保

険から長寿(後期高齢者)医療制度に移行した方がいる場合は、長寿(後期高齢者)医療制度に移行した方も含めた収入の合計額が520万円未満であれば、1か月の医療費の自己負担の限度額が申請により低くなります。

申請による判定が必要な方には、「基準収入額適用申請書」を同封しています。

●高齢受給者証の有効期限

平成21年7月31日までに75歳になる方は「誕生日の前日」、それ以外の方は「21年7月31日」です。

●世帯全員が住民税非課税の方

国民健康保険の「高齢受給者証」をお持ちで、世帯全員が住民税非課税の場合、申請により入院の際の自己負担限度額と食事代等が減額される「限度額適用・標準負担減額認定証」を交付します。該当する方は申請してください。

【申請・問合せ】医療保険年金課国保交付係(本庁舎4階) ☎(5273)4149へ。

(注3)医療費の自己負担割合の基準…同じ世帯の70歳～74歳の国民健康保険加入者のうち、20年度住民税の課税標準額が145万円以上の方がいない場合は「2割(ただし、21年3月31日までは1割)」、いる場合は「3割」負担

(注4)収入の基準額…同じ世帯内の70歳～74歳の国民健康保険加入者の収入の合計額が、1名の場合は383万円未満、2名以上の場合は520万円未満

表1 平成20年度保険料の納付方法(長寿(後期高齢者)医療制度・国民健康保険)

20年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
年金から引落としになる方	納付なし	納付なし	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	年金引落とし	年金引落とし	年金引落とし	年金引落とし	年金引落とし	年金引落とし
銀行等で納付していた方	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付	銀行等で納付

※「銀行等で納付」は、納付書での金融機関やコンビニエンスストアなどのお支払いまたは口座振替(自動払込)による納付となります。

※「年金引落とし」は、公的年金からの引落としによる納付となります。

※21年度の年金からの引落としは、4月から始まります。

催し・講座

いきいきウオーク新宿

- 初心者向け
- 歩く習慣を身に付け、健康づくりと介護予防を目指します。

【日時】集合場所 7月24日(水) 午前9時に、馬場下交番(西早稲田2、穴八幡宮別荘前周辺)

【内容】若松町特別出張所周辺地域のウォーキング(5km)、楽しい歩き方の指導、歩幅の測定

【持ち物】飲料水・帽子・タオル

【共催】新宿区ウォーキング協会

【申込み】電話で健康推進課地域保健係(本庁舎7階) ☎(5273)3047へ。

※今後の予定。いずれも各特別出張所周辺地域です。

 - ▼8月28日(水)：榎町(5km)
 - ▼9月25日(水)：笹荷町(6km)
 - ▼10月23日(水)：四谷(6km)

大人も子どもも手打ちうどんに挑戦

【日時】8月4日(月)午前10時～午後2時

【対象】区内在住・在勤の方、24名(小学3年生以下の方は保護者同伴)

新宿文化センターの催し

(1)ファミリーコンサート

【日時・内容】7月25日(金) 19時30分開場、20時開演

【費用】500円

【持ち物】エプロン(三角きん)筆記用具

【会場・申込み】事前に費用をお持ちの上、大久保地域センター(大久保2-12-17 ☎33209)3961へ。先着順。

(2)音楽のふりかえり

【日時・内容】7月25日(金) 19時30分開場、20時開演

【費用】500円

【持ち物】エプロン(三角きん)筆記用具

【会場・申込み】事前に費用をお持ちの上、大久保地域センター(大久保2-12-17 ☎33209)3961へ。先着順。

(3)音楽のふりかえり

【日時・内容】7月25日(金) 19時30分開場、20時開演

【費用】500円

【持ち物】エプロン(三角きん)筆記用具

【会場・申込み】事前に費用をお持ちの上、大久保地域センター(大久保2-12-17 ☎33209)3961へ。先着順。

(4)音楽のふりかえり

【日時・内容】7月25日(金) 19時30分開場、20時開演

【費用】500円

【持ち物】エプロン(三角きん)筆記用具

【会場・申込み】事前に費用をお持ちの上、大久保地域センター(大久保2-12-17 ☎33209)3961へ。先着順。

(5)音楽のふりかえり

【日時・内容】7月25日(金) 19時30分開場、20時開演

【費用】500円

【持ち物】エプロン(三角きん)筆記用具

【会場・申込み】事前に費用をお持ちの上、大久保地域センター(大久保2-12-17 ☎33209)3961へ。先着順。

(6)音楽のふりかえり

【日時・内容】7月25日(金) 19時30分開場、20時開演

【費用】500円

【持ち物】エプロン(三角きん)筆記用具

【会場・申込み】事前に費用をお持ちの上、大久保地域センター(大久保2-12-17 ☎33209)3961へ。先着順。